

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南会津町長 渡部 正義

市町村名 (市町村コード)	福島県南会津郡南会津町 (073687)	
地域名 (地域内農業集落名)	館岩地区 (塩ノ原・たのせ・前沢・福渡・穴原・助木生・小高林・上ノ原・宮里・戸中・松戸原・押戸・吉高・角生・貝原・湯ノ花・水引・熨斗戸・伊与戸・新田原・森戸・八総・井桁・高杖原・精舎・岩下・番屋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月20日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の農地の大部分は中心経営体への集積が進んでいるが、今後10年間で高齢化による離農者の増大が予想されるため、新たな担い手の確保が必要である。
また、鳥獣被害による農作物の収量の減少が深刻であり、今後の被害拡大に対する防止対策が急務である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中心経営体による水稻及び町の重点振興作物による複合経営を推進し、農業生産性の向上及び農業経営の安定化を図る。また、遊休農地の増加を防ぐため、ソバ等による団地化を推進する。
多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度の活用により、農業従事者の減少による農道・水路の管理などの保全活動について、地域住民全体で取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	372.15 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	245.84 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、住宅地や林地などの周辺にある農地について保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農又は経営規模の縮小を希望する農業者の農地を中心に、認定農業者などの中心経営体への集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現状の利用権設定の満了時期などに合わせ農地中間管理機構への移行を推進する。また、担い手が事情により営農の継続が困難になった場合には、農地の一時管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業による農用地の大区画化・汎用化により、作業の効率化や生産コストの削減など農業生産性の向上を図るため、必要に応じ中心経営体及び近隣地区と検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJAなど関係機関と連携し、認定農業者や新規就農者の確保・育成に努める。また、農業者全体の高齢化が進んでいるため、新たな後継者の確保・育成を目指す。
組織化された事業体が存在しないため、集落内の担い手などが中心となり農作業委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

集落単位を基本とし、鳥獣に合わせた適切な防護柵等の設置を行う。

被害発生箇所や目撃箇所を書き入れた集落点検マップを作成し、集落全体での情報共有を図る。

⑦保全・管理等

多面的支払制度や中山間地域等直接支払制度を活用し、農地の維持・保全に取り組む。